

鳥取県産業技術センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年 3 月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第56号

鳥取県産業技術センター条例施行規則を廃止する規則

鳥取県産業技術センター条例施行規則（平成12年鳥取県規則第37号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。